

ポートフォリアの利益相反管理方針

2022年3月31日

当社は、法令等および「顧客本位の業務運営に関する原則」に基づき、当社とお客様との利益相反について適切な管理を行うため、対象取引を特定・類型化し、お客様の利益が不当に害されないように管理を行います。なお、当社はグループ会社に属さない独立した会社であるため、グループ会社に関連する利益相反の可能性は低いと考えています。

<法令等により制限・禁止される取引>

対象取引	根拠法令規則等 ※	管理方法	管理体制
投資信託間、投資信託とその他の運用・助言業との取引	金商法41条の2 第1項1号 金商法42条の2 第1項2号	社内規程による一方又は双方の取引条件や取引方法の変更	コンプライアンス部門
信託財産と自社・役員等の取引	金商法42条の2 第1項1号	社内規程による取引の禁止	コンプライアンス部門
第三者の利益を図るような取引	金商法41条の2 第1項2号 金商法42条の2 第1項3号	社内規程による取引の禁止	コンプライアンス部門
非公開情報等に基づく運用・助言	金商法44条1項3号 金商業等府令147条1項2号	社内規程による取引の禁止	コンプライアンス部門

※ 金融商品取引法を「金商法」、金融商品取引業等に関する内閣府令を「金商業等府令」と略する

<「顧客本位の業務運営に関する原則」から利益相反の可能性のある取引>

対象取引	利益相反の可能性	管理方法	管理体制
当社が販売会社に支払う運用管理費用（販売会社）	① お客様の意向・ニーズより手数料獲得を目的に販売する可能性	<ul style="list-style-type: none"> ■ 販売開始時に想定顧客属性や運用管理費用の支払目的を明確化 ■ 販売会社内で運用管理費用をインセンティブにしないように促す 	マーケティング部門
	② 手数料に見合うフォローが実行されない可能性	<ul style="list-style-type: none"> ■ 販売会社における販売・フォロー方針の事前・事後の確認 	マーケティング部門
当社と利害関係者等との資産運用関連取引	① お客様の利益に反するような運用を行う可能性	<ul style="list-style-type: none"> ■ コンプライアンス部門及び社外取締役中心の取締役会が監視を行う 	コンプライアンス部門 取締役会
	② 議決権行使等が当社方針から歪められる可能性	<ul style="list-style-type: none"> ■ すべての議案について投資政策委員会で確認のうえ、透明性が高い個別開示を行う 	投資政策委員会 コンプライアンス部門